

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次	ページ
告 示	
○土地改良法による道営換地計画の決定……………（農業施設管理課）	8
○知事権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	8
○知事権限に係る保安林の指定……………（治山課）	8
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	8
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課）	9
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	10
○森林法による通知に代える公示……………（治山課）	11
道教育庁教育局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	11
道立病院局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	12

北海道告示第679号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、沼田町沼西地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知総合振興局に備え置いて、平成29年12月6日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成29年12月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第680号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成29年12月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 保安林予定森林の所在場所 稚内市中央1丁目566の1・566の2（以上2筆について

次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 雪崩の危険の防止

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道宗谷総合振興局産業振興部林務課及び稚内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第681号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成29年12月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 保安林の所在場所 礼文郡礼文町大字香深村字モトチ154の1・808の1・1081の1・1081の2（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、252

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷総合振興局産業振興部林務課及び礼文町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第682号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成29年12月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 保安林予定森林の所在場所 釧路郡釧路町字達古武6の3、10の90、10の176、10

の177、10の246、27の8、27の10から27の12まで、27の17から27の19まで、27の27、27の28、27の141、27の145、27の162から27の167まで、27の222、27の226、27の246、27の254、27の257、27の261から27の263まで

(2) 指 定 の 目 的 水源の涵養

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所 浦河郡浦河町字東幌別193地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）、河東郡上士幌町字居辺1116の1地先・1116の1・1117の1（以上1筆地先2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所 空知郡上砂川町字鶉291の1・292（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部

林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第683号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成29年12月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 茅部郡鹿部町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 松前郡福島町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

福島町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 茅部郡鹿部町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 二海郡八雲町・山越郡長万部町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

八雲町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

5(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 茅部郡鹿部町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 潮害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

6(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 二海郡八雲町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第684号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成29年12月5日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 上川郡新得町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、河東郡鹿追町・新得町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

新得町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、鹿追町・新得町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 河東郡鹿追町・上川郡新得町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部

林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。

北海道告示第685号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を森町役場の掲示場に掲示した。

平成29年12月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 通 知 の 内 容 平成29年北海道告示第639号
- 2 所在が不明な者 樋爪 恵子、小林 幸作、澤田 秀次郎、澤田 市太郎、高瀬 静子、池田 淳二、池田 吉勝、溝口 裕子、馬場 とく、中坂 俊一、竹田 忠吉、辻原 武雄、鈴木 武義、体阿 弥司郎、朝倉 重治、藤木 與吉、大場 ミヨ、松岡 作一、中谷 元、服部 ミヤ、山口 由美子

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁十勝教育局告示第49号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成29年12月5日

北海道教育庁十勝教育局長 竹 林 亨

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
- ア パーソナルコンピューター A地区（高等学校）185台 一式
- イ パーソナルコンピューター B地区（特別支援学校）105台 一式
- ア及びイについては、それぞれの入札とする。
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 納 入 期 日 平成30年3月16日（金）
- (4) 納 入 場 所 入札説明書及び納入場所一覧による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- 次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成27年北海道告示第726号又は平成29年北海道告示第18号に規定する物品の購入の資格を有すること。

- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成29年12月5日（火）から同月27日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）

に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目
北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 帯広市東3条南3丁目 北海道十勝合同庁舎4階教育局会議室（送付による場合は、郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室）

(2) 入 札 日 時 平成30年1月16日（火）午前10時（送付による場合は、同月10日（水）午後5時までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁十勝教育局のホームページ（<http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ky/>）において、ダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室
- (2) 所 在 地 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目
- (3) 電 話 番 号 0155-26-9237

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Personal computer 185 sets
- b Personal computer 105 sets

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., January 16, 2018

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., January 10, 2018)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Tokachi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Higashi 3-jo Minami 3-chome, Obihiro, Hokkaido 080-8588 Japan
Phone : 0155-26-9237

道 立 病 院 局 告 示

北海道道立病院局告示第12号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成29年12月5日

北海道病院事業管理者 鈴木 信 寛

1 落札に係る物品等の名称

内服薬（ラコールN F 配合経腸用液）ほか136品目

2 落札を決定した日

平成29年10月31日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 4の(1)から(3)まで

ア 氏 名 株式会社スズケン

イ 住 所 愛知県名古屋市東区東片端町8番地

(2) 4の(4)から(8)まで

ア 氏 名 株式会社ほくやく

イ 住 所 札幌市中央区北6条西16丁目1番地5

(3) 4の(8)から(12)まで

ア 氏 名 株式会社モロオ

イ 住 所 札幌市中央区北3条西15丁目1番50

(4) 4の(12)から(13)まで

ア 氏 名 東邦薬品株式会社

イ 住 所 東京都世田谷区代沢5丁目2番1号

(5) 4の(13)から(15)まで

ア 氏 名 株式会社メディセオ

イ 住 所 東京都中央区八重洲2丁目7番15号

(6) 4の(13)から(17)まで

ア 氏 名 株式会社恒和薬品

イ 住 所 福島県郡山市喜久田町卸一丁目46番地1

4 落札金額

- (1) ラコールN F 配合経腸用液 3,230円
- (2) ラコールN F 配合経腸用半固形剤 5,236円
- (3) デパケンR錠200MG 14,776円
- (4) プレスパ錠200MG 62,000円
- (5) ギイボックス錠600MG 97,400円
- (6) ティーエスワン配合カプセルT20 27,664円
- (7) ラミクタール錠25MG 10,426円
- (8) エネーゴ配合経腸用液 4,100円
- (9) アミティーザカプセル24μG 13,993円
- (10) ビーフリード輸液（500ML 1キット×20キット（ソフトバッグ）） 7,429円
- (11) エルカルチンF F 静注1000MG 8,501円
- (12) マキサカルシトール静注透析用5μG「ファイザー」 5,875円
- (13) ジェノトロピンゴークイック注用5.3MG 32,450円
- (14) ジェノトロピンゴークイック注用12MG 79,862円

(15) ギイボックス注射液600MG	65,985円	(50) プロイメント点滴静注用150MG	65,000円
(16) リブレガル点滴静注用3.5MG	325,460円	(51) オブジーボ点滴静注20MG	67,931円
(17) アロキシ静注0.75MG	64,984円	(52) オブジーボ点滴静注100MG	330,204円
(18) アブラキサン点滴静注100MG	43,636円	(53) オノアクト点滴静注用150MG	79,000円
(19) オキサロール注5 μ G	11,500円	(54) アルツデイスボ関節注25MG	11,850円
(20) エスラックス静注50MG／5.0ML	9,381円	(55) ネスブ注射液120 μ G プラシリンジ	16,800円
(21) ブリディオン静注200MG	89,800円	(56) フルマリン静注用0.5G	7,877円
(22) (毒) ボトックス注用100単位	74,784円	(57) タゾビペ配合点滴静注用バッグ4.5「ファイザー」	14,591円
(23) ゲムシタピン点滴静注用1G「ヤクルト」	8,606円	(58) ハロマンズ注50MG	14,283円
(24) ヒューマトロープ注射用12MG	71,200円	(59) ハロマンズ注100MG	22,766円
(25) グルカゴン注射用1単位「F」	1,537円	(60) アドセトリス点滴静注用50MG	421,915円
(26) イオプロミド300注シリンジ100ML「FRI」	26,720円	(61) リュープリンPRO注射用キット22.5MG	87,689円
(27) イオプロミド370注シリンジ100ML「FRI」	30,760円	(62) リュープリンSR注射用キット11.25MG	57,300円
(28) ヘパリンナトリウム注N5千単位／5ML「AY」	1,351円	(63) レミケード点滴静注用100	73,000円
(29) アナペイン注7.5MG／ML	9,886円	(64) アバスチン点滴静注用100MG／4ML	37,865円
(30) ゴラデックスLA10.8MGデボ	54,650円	(65) リコモジュリン点滴静注用12800	34,535円
(31) ゼプリオン水懸筋注75MGシリンジ	35,430円	(66) 生理食塩液「ヒカリ」(500ML×20瓶(広口開栓型))	2,625円
(32) リスパダールコンスタ筋注用25MG	21,105円	(67) キンダリー透析剤3E	4,094円
(33) イオパミロン注370シリンジ	33,610円	(68) サブラッド血液ろ過用補充液BSG	5,092円
(34) オムニパーク350注100mL	29,360円	(69) プレセデックス静注液200 μ G「マルイシ」	22,730円
(35) オムニパーク350注50mL	16,638円	(70) ファンガード点滴用50MG	58,900円
(36) オムニパーク350注シリンジ100mL	34,044円	(71) セファメジン α 注射用1G	2,971円
(37) オムニパーク300注シリンジ100mL	29,377円	(72) アドベイト注射用1500	98,455円
(38) キイトルーダ点滴静注100mg	375,180円	(73) ヘパリンNA透析用250単位／MLシリンジ20ML「ニプロ」	8,486円
(39) グロウジェクトBC8mgホルダー変更品	58,700円	(74) カーミパック生理食塩液L	1,384円
(40) サムスカ錠7.5MG (7.5MG／錠 PTP 10錠×10)	113,100円	(75) Dドライ透析剤2.5S	4,591円
(41) サムスカ錠7.5MG (7.5MG／錠 PTP 10錠×2)	22,620円	(76) ゼプリオン水懸筋注100MGシリンジ	43,250円
(42) メマリーOD錠20MG	38,205円	(77) ゼプリオン水懸筋注150MGシリンジ	57,000円
(43) ロナセン散2%	61,700円	(78) リスパダールコンスタ筋注用50MG	32,381円
(44) オフェブカプセル150MG	163,655円	(79) ゴシン静注用4.5	18,360円
(45) サインバルタカプセル20MG	15,039円	(80) ノイアート静注用500単位	22,500円
(46) エンシュア・H	5,098円	(81) ハプトグロビン静注2000単位「JB」	38,538円
(47) タグリッソ錠40MG	316,238円	(82) テルモ生食	2,219円
(48) トラクリア錠62.5MG	238,000円	(83) セボフレン吸入麻酔液	10,860円
(49) リーマス錠200	17,775円	(84) タコシール組織接着用シート((4.8CM×4.8CM)1枚×1枚(ハーフ))	

	28,768円	(119) テリボン皮下注用56.5 μ G (溶解液付)	9,750円
(85) エビリファイ錠6MG	13,633円	(120) 生理食塩液「ヒカリ」(50ML×10瓶(プラスチック))	980円
(86) エビリファイ散1%	14,633円	(121) スルバシリン静注用1.5G	2,750円
(87) エビリファイ錠12MG	129,543円	(122) アリムタ注射用500MG	163,970円
(88) イーケプラ錠500MG	17,800円	(123) アリムタ注射用100MG	39,148円
(89) エビリファイOD錠12MG	25,909円	(124) ヘパリンNA透析用500単位/MLシリンジ10ML「NP」	8,560円
(90) エビリファイOD錠24MG	49,242円	(125) ノルディトロピンフレックスプロ注10	80,678円
(91) テネリア錠20MG	14,400円	(126) タコシール組織接着用シート((9.5CM×4.8CM)1枚×1枚(レギュラー))	53,200円
(92) ネキシウムカプセル20MG	12,300円	(127) ベリプラストPコンビセット組織接着用	32,000円
(93) アレセンサカプセル150MG	168,070円	(128) 生食溶解液キットH	1,370円
(94) ラミクタール錠100MG	28,150円	(129) ペルジピン注射液10MG	5,585円
(95) ビーフリード輸液(1L1キット×10キット)	5,060円	(130) ボナロン点滴静注バッグ900 μ G	4,000円
(96) 生食注シリンジ「オーツカ」10ML	903円	(131) シナジス筋注液50MG	71,113円
(97) ラクテック注	3,570円	(132) シナジス筋注液100MG	140,775円
(98) エビリファイ持続性水懸筋注用400MGシリンジ	40,954円	(133) フルデカシン筋注25MG	6,720円
(99) グランシリンジ75	7,250円	(134) 1%プロボフォール注「マルイシ」	855円
(100) ネスブ注射液10 μ Gプラシリンジ	20,674円	(135) カーボスター透析剤・L	2,040円
(101) ネスブ注射液15 μ Gプラシリンジ	29,354円	(136) ニフレック配合内用剤	9,430円
(102) ネスブ注射液20 μ Gプラシリンジ	37,300円	(137) ミダフレッサ静注0.1%	29,758円
(103) ネスブ注射液30 μ Gプラシリンジ	53,555円	5 契約の相手方を決定した手続	
(104) ネスブ注射液40 μ Gプラシリンジ	66,410円	一般競争入札	
(105) ネスブ注射液60 μ Gプラシリンジ	9,512円	6 一般競争入札の公告	
(106) ランマーク皮下注120MG	41,713円	平成29年10月13日付け北海道道立病院局告示第5号	
(107) クラビット点滴静注バッグ500MG/100ML	46,200円	7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	
(108) スロンノンHI注10MG/2ML	26,900円	(1) 名 称 北海道道立病院局経営改革課	
(109) ハンプ注射用1000	17,500円	(2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目	
(110) フィニバックス点滴静注用0.5G	14,000円		
(111) エンブレル皮下注25MGシリンジ0.5ML	55,450円		
(112) シグマート注48MG	33,500円		
(113) アバスチン点滴静注用400MG/16ML	142,975円		
(114) アクテムラ点滴静注用200MG	41,655円		
(115) ミルセラ注シリンジ25 μ G	5,695円		
(116) ミルセラ注シリンジ50 μ G	10,158円		
(117) ミルセラ注シリンジ100 μ G	18,073円		
(118) ミルセラ注シリンジ150 μ G	25,253円		